

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 7 月 12 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成23年7月12日（火）午前10時00分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

3 請願等審査

教科書採択に関する請願書3件、要望書66件（6/14～6/27 受理）

4 審議案件

教委第28号議案 教育長に専決させる請願及び陳情の指定の一部改正について

教委第29号議案 横浜市立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

教委第30号議案 横浜市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

教委第31号議案 横浜市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

教委第32号議案 横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第33号議案 横浜市立南高等学校附属中学校通学区域規則の制定について

教委第34号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。ただいまから教育委員会定例会を開催いたします。
本日は、報道機関から録音の申し出が出されております。会議の録音については認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは会議の録音を認めることといたします。
初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局から報告をお願いします。

高橋総務課委員会担当係長 前回、6月28日の委員会において、受理番号8番「中学校社会科教科書の採択に関する請願」の審査の際に、個人から提出された請願書でしたが、誤って住所にあった団体名と個人名を説明者が読み上げました。おわび申し上げますとともに、議事録に記載しないことをご報告いたします。

また、事務局から「団体から提出された請願書」として受け付けたとご説明いたしました。正しくは「個人から提出された請願書」です。こちらについてもおわびするとともに、議事録にその旨を反映いたします。

以上でございます。

今田委員長 よろしいでしょうか。それでは、次に会議録の承認を行います。前回6月28日の会議録署名者は小濱委員と野木委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、ただいま事務局から報告がありました部分を反映させた上で、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

では、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長 **【教育長一般報告】**

1 市会関係

それでは一般報告いたします。議会、市会の関係は特にございませんでした。

2 市教委関係

○ 6/30 平成23年度第1回横浜市児童・生徒指導中央協議会

市教委の関係でございますけれども、6月30日に、平成23年度第1回横浜市児童・生徒指導中央協議会が開かれました。子どもの非行の問題等々を含めて、その課題のある子どもについての対応、事例研究等々が行われました。関係者は市内外、例えばPTA連絡協議会ですとか、あるいは神奈川県警本部、警察本部

ですとか、そのような関係者が一堂に会して協議を行ったところでございます。

3 その他

それから、その他でございますけれども、本日も新聞等でいくつか報道されておりますけれども、食用に供する牛肉の中から放射性セシウムが検出されたという報道がなされております。学校給食は夏休み前の今週1週間で終わるということとなりますけれども、今週、牛肉を使う給食が予定されているメニューがございます。この国からの対応等が指示をされましたのが先週の金曜日でございましたので、とりあえず国が関係の自治体に対してモニタリングを強化するという指示を出しておりますので、その状況あるいは情報が整理をされるまでの間、学校給食における牛肉の使用については少し控えるということにしたところでございます。したがって、今週1週間の給食は実施をしますけれども、牛肉の使用については情報が整理されるまでの間は控えるという扱いにしたところでございます。

その他の報告については、以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

よろしいですか。それでは、特にご質問等がなければ、議事日程に従い、請願等審査に移りますが、本日予定されている審議案件のうち、教育委員会第28号議案「教育長に専決させる請願及び陳情の指定の一部改正について」は、請願・陳情に関連するものですので、先に審議を行いたいと思います。

第28号議案「教育長に専決させる請願及び陳情の指定の一部改正について」、説明をお願いします。

内田担当理事
(総務部長)

前回の教育委員会の会議で、請願・陳情の扱いについて整理をするようにということで、委員の方々からお話がありましたので、その後、所管の課と総務で相談をいたしまして、本日、この後ご説明させていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。

総務課の担当係長、高橋のほうから説明をいたします。

高橋総務課委員
会担当係長

よろしく願いいたします。教委第28号議案をお開きください。この議案は教育長に委任する事務等に関する規則第4条第9号の規定に基づきまして、教育長に専決させる請願・陳情の指定に項目を追加しようとするものです。

次のページ、2ページをお開きください。提案理由でございますが、この6月から、先ほど理事からご説明したとおり、23年度の教科書採択に関する同様の内容の請願が多くなってきており、答えも同じ内容を繰り返してきています。前回の会議でご指摘いただいているように、このような内容のものを教育長専決として請願等審査を整理しまして、効率的な審査を行ってまいりたいと考えています。

次のページをお開きください。3ページでございます。今回、23年度の教科書採択にかかる新たな類型を2つ加えさせていただいております。

次のページ、4ページの参考をご覧になったほうが、全貌が見られると思います。4月26日に議決していただいた、教育長に専決させる請願及び陳情の指定に、「4 平成23年度の横浜市立学校使用教科書採択における特定の教科書の採択・不採択に関する請願及び陳情」、「5 平成23年度の横浜市立学校使用教科書採択の手続に関する請願及び陳情」を追加していただくものでございます。5

ページからは「教育長に委任する事務等に関する規則」を参考として付けております。

説明は以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、第 28 号議案について、何かご質問等がございますか。

よろしいですか。それではご質問等がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認します。
それでは、請願等の審査に移ります。所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長 おはようございます。指導部長の漆間でございます。では、お手元の資料をご覧ください。受理番号 33 番から 35 番、37 番から 50 番、52 番から 65 番、67 番から 96 番、そして 100 番の要望書と、66 番と 98 番の請願書でございます。お手元の資料をご覧くださいと思います。

では、考え方につきまして、指導室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事室長 指導主事室長の齊藤でございます。受理番号 33 から 35、37 から 50、52 から 65、67 から 96、そして 100 番の要望書、及び 66 番、98 番の請願書についてです。

考え方です。これらの請願、要望につきましては、教育長に専決される請願及び陳情の指定に該当し、教育長専決となるものと判断されます。

以上でございます。

今田委員長 所管課から説明がありました。説明のとおり、本件については教育長専決としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは本件については、教育長専決で回答するとともに報告をお願いいたします。

続いて、その他の請願等について審査を行います。受理番号 36 番の要望書について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長 お手元の受理番号 36 番の要望書をご覧ください。考え方をご説明申し上げます。

齊藤指導主事室長 受理番号 36 番の要望書について。要望者は教科書問題を考える横浜市民の会代表、三輪様です。

考え方です。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。

以上でございます。

今田委員長	<p>所管課から説明がありました要望書に対する考え方について、何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>よろしいですか。特にご質問等がなければ、受理番号 36 の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>それでは承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきしたいと思います。</p> <p>次に受理番号 51 の要望書について、所管課から説明をお願いいたします。</p>
漆間指導部長	<p>お手元にあります受理番号 51 番の要望書をご覧ください。考え方を指導主事室長よりご説明申し上げます。</p>
齊藤指導主事室長	<p>受理番号 51 番の要望書について。要望者は泉区の個人 1 名の方です。</p> <p>考え方です。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明がありました要望書に対する考え方について、何かご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>特にご質問等がなければ、受理番号 51 の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>それでは承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきしたいと思います。</p> <p>次に受理番号 97 の要望書について、所管課から説明をお願いいたします。</p>
漆間指導部長	<p>お手元にあります受理番号 97 番の要望書をご覧ください。考え方につきましてご説明申し上げます。</p>
齊藤指導主事室長	<p>受理番号 97 番の要望書について。要望者は鶴見区の個人 1 名の方です。</p> <p>考え方です。教育委員は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、市会の同意を得て市長から任命されます。委員長は、教育委員会の委員のうちから選挙によって選ばれます。</p> <p>教育委員会の審議については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「横浜市教育委員会会議規則」に基づき、適正に行われたものです。</p> <p>なお、教科書調査員の名簿の非開示の決定については、教育長に専決させる事務となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明がございました要望書に対する考え方について、何かご意見、</p>

ご質問等はございますか。よろしいですか。

特にご質問等がなければ、受理番号 97 の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思えます。

次に受理番号 99 の要望書について、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長

お手元にごございます受理番号 99 番の要望書をご覧ください。考え方につきまして指導主事室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事室長

受理番号 99 番の要望書について。要望者は在日本大韓民国青年会神奈川県本部会長、金さんです。

考え方です。要望事項の 1 つ目及び 3 つ目については、教育長に専決させる請願及び陳情の指定に該当し、教育長専決になるものと判断されます。

要望事項の 2 つ目については、教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。

要望項目の 4 つ目については、教育基本法や学習指導要領等に基づいた教育を推進してまいります。

以上でございます。

今田委員長

所管課から説明がありました要望書に対する考え方について、何かご意見、ご質問等はございますか。

特にご質問等がなければ、受理番号 99 の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思えます。

次に受理番号 102 の請願書について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長

お手元にあります受理番号 102 番の請願書をご覧ください。考え方につきまして指導主事室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事室長

受理番号 102 番の請願書について。請願者は神奈川県教育運動連絡センター事務局長、加藤さんです。

考え方です。請願項目 1、2 及び 4 については、教育長に専決させる請願及び陳情の指定に該当し、教育長専決になるものと判断されます。

請願項目 3 については、教育委員は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、市会の同意を得て市長から任命されます。教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針等

に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。

以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。

特にご質問等がなければ、受理番号 102 の請願書については、所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思えます。

以上で請願等審査を終了いたします。

今田委員長

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

高橋総務課委員会担当係長

前回の教育委員会臨時会開催以降、教科書採択に関する請願が2団体から2件、個人から1件、要望等が2団体から2件、個人から7万7,767名から44件提出されました。これらの請願等につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。

また、6月28日、「歴史教科書問題を考える港北の会」から教科書展示会及び教育委員会傍聴についての要望書が、7月4日、「西区教科書を考える会」から教科書展示会についての要望書が、7月7日、「横浜の教育を考える会」から中学生社会科用副教材作成の要望書が、7月8日、「教育委員会を傍聴する会」から教科書採択に関する会場確保についての要望書が、7月8日、「西区教科書を考える会」から教育委員会議の会場に関する要望書が、7月11日、「港南区教科書採択連絡会」から教育委員会の会場についての要望書が提出されました。

これらの要望書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。

また、平成22年度受理番号68、70、71、72、73、74、76の請願書等7件につきましては、教育長専決にて回答いたしましたことをご報告いたします。

次回の教育委員会臨時会は、7月26日、火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は、7月26日、火曜日の午前10時から開催することとします。

それでは、審議に移ります。教育委員会第29号議案から教育委員会第34号議案については、横浜市立南高等学校附属中学校の設置に関する案件ですので、一括して議題とします。所管課から説明をお願いします。

高橋指導部担当部長

指導部担当部長の高橋でございます。それでは、教委第29号議案から34号議案についてご説明をさせていただきます。お手元に説明用の資料をお配りいたしましたので、まずご覧をいただきたいと思えます。

29号議案から34号議案でございますが、すべて南高等学校附属中学校の開設のための教育委員会規則の制定、改正のお願いでございます。資料の四角で囲った図をご覧いただきたいと思えます。この改正、全部で規則の制定が3本、一部

改正が3本という内容になってございます。

まず、一番上の長い四角の中の第29号議案、そして2段目の小さい四角の第30号議案でございますが、去る5月の市会第2回定例会で、南高校附属中学校の設置に関しまして、横浜市学校条例と横浜市立高等学校の授業料等に関する条例が改正となりました。その際、2つの改正条例の施行日につきましては、教育委員会規則で定める日から施行すると定められたところでございます。そのため、この第29号議案と30号議案で規則制定をいたしまして、条例の施行期日を定めるものでございます。

次の3段目の、四角が3つ並んでおります一番左側の四角、第31号議案でございますが、これにつきましても、上の30号議案と同様、横浜市立高等学校の授業料等に関する条例の一部が改正されたことに伴う規則改正でございます。条例改正では、条例の名称が「横浜市立高等学校の授業料等に関する条例」から、「横浜市立学校の授業料等に関する条例」ということで、高等学校という文言が落ちました。それを、条例の名前をこの31号議案で改正をいたします施行規則が、2カ所で引用している部分がございますので、そちらを改正させていただくという内容でございます。

それから真ん中の部分でございますが、32号議案と33号議案でございます。これは附属中学校につきましては、学区の定めが独自となっております。前回の教育委員会で募集要項を決定していただきましたが、南高附属中学校につきましては市内全域が学区ということになりますので、33号議案で附属中学専用の通学区域の規則を制定させていただくということ、これに伴いまして32号議案のほうは、一般の小中学校の学区を定めております規則から南高附属中学だけを除くという、改正をさせていただくものでございます。

それから最後に、一番右側の34号議案でございますが、これは横浜市立学校の管理運営に関する規則で、附属中学校の設置に必要な規定整備を新たに第5章ということで、章を設けて必要な規定を整備させていただくという内容でございます。

以上がこの規則制定改正の全体概要でございます。個々の議案のご説明につきましては、高校教育課長からご説明をさせていただきます。

高橋高校教育
課長

よろしく申し上げます。高校教育課長の高橋でございます。

それではまず最初に、教委第29号議案と教委第30号議案についてご説明いたします。お手元の議案書2件をご覧ください。

まず第29号議案の3ページをご覧ください。今、部長のほうからご説明申し上げましたように、改正条例の施行期日を、議案にございますとおり平成23年10月1日とするものでございます。神奈川県教育委員会との協議などの結果、可能な直近の期日である、10月1日としたところでございます。

続きまして、次の教委第30号議案をご覧ください。その3ページをお開きいただきたいと存じます。同様に平成23年10月1日から施行する、改正された条例の施行期日としたものでございます。

以上が29号議案、30号議案のご説明でございます。

続きまして、教委第31号議案「横浜市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正」について、ご説明申し上げます。

お手元の第31号議案書をご覧ください。この議案も今、部長のほうから説明申し上げたとおり、先般の5月の市会第2回定例会で、横浜市立高等学校の授業料等に関する条例の一部改正が議決されたことに伴ってご提案するものでございます。

一番後ろの4ページの新旧対照表をまずご覧ください。まず規則名を「横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則」といたします。また第1条の「横浜市立高等学校」を、「横浜市立学校」に変更いたします。さらにその括弧内の条例にかぎ括弧を施します。以上の3カ所について改正をしていただきたく、ご提案をするものでございます。

5月の条例改正によりまして、条例の名称が「横浜市立高等学校の授業料等に関する条例」から、「横浜市立学校の授業料等に関する条例」に変更されたため、条例の名称を引用しております本規則の表題と、第1条の冒頭部分の改正が必要となるものでございます。また、第1条のかぎ括弧につきましては、法文上の文言の整理のために、かぎ括弧を加えるものでございます。

なお、この施行日につきましても、附則で平成23年10月1日といたします。

以上、31号議案でございます。

続きまして、教委第32号議案「横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の第32号議案書の3ページをご覧ください。これはこの後に第33号議案をご説明いたしますが、南高等学校附属中学校の通学区域を、別建ての規則を制定して新たに定めることといたしますので、現行の通学区域規則の横浜市立中学校から南高等学校附属中学校を除くというものでございます。

最後の4ページの新旧対照表をご覧ください。第1条の条文中の「横浜市立中学校」の次の括弧内に、「横浜市立南高等学校附属中学校を除く」の文言を追加いたします。また附則といたしまして、10月1日の施行期日を定めます。

以上が32号議案の改正内容でございます。

5件目の、教委第33号議案「横浜市立南高等学校附属中学校通学区域規則の制定」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の第33号議案書をご覧ください。これは南高等学校附属中学校の通学区域を定めるため、新たに通学区域規則を制定していただくものでございます。

まず議案書の3ページをご覧ください。主な条文につきましてご説明いたします。

まず第2条で、南高等学校附属中学校の学区を横浜市内全域といたしております。また第4条で、就学の特例といたしまして、神奈川県内にお住まいの方につきましては学区外からの就学ができることと定め、その場合に入学を許可されるものの数は募集定員の30%の範囲内とすると定めております。

また第7条で、区域外就学の届け出の規定といたしまして、南高等学校附属中学校に入学する場合には、学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会もしくは横浜市内にあっては住所が属する区域を所管する区長に届け出ることを定めております。またこの規則の施行期日も附則で平成23年10月1日としております。

以上が主な条文でございます。よろしくお願いたします。

最後に、教委第34号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」について、ご説明申し上げます。

お手元の第34号議案書をご覧ください。南高等学校附属中学校を設置するに当たって必要な内容を管理運営規則に加えていただくためにご提案するものでございます。

最初に5ページ、6ページの新旧対照表を先にご覧いただきたいと存じます。中高一貫教育を行う学校としての規定を盛り込むために、第5章といたしまして、南高等学校附属中学校の章を立てることといたしております。その5章の主な内容は次のとおりでございます。

まず第 49 条で、南高等学校附属中学校と南高等学校が一貫した教育を行うことを規定しております。

次に第 50 条から 52 条で、定員、入学の許可、入学者の募集及び決定に関して必要な事項についての規定を定めております。

また飛びまして、第 56 条で、教育課程編成上、教育課程を編成するに当たりまして、南高等学校附属中学校長と南高等学校長とが協議することを定めております。

第 57 条で、南高等学校附属中学校を卒業した生徒が南高等学校に入学する場合には、入学者の選抜を行わないことを定めております。

最後の第 58 条で、学期、休業日などにつきましての準用規定を設けております。なお、この管理運営規則も平成 23 年 10 月 1 日から施行することとしております。

以上、6 件の議案についてご説明いたしました。長くなりましたが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

今田委員長

ありがとうございました。所管課から説明が終了しましたが、第 29 号議案から第 34 号議案について、何かご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員

いろいろな法整備をして、ようやく発足にこぎつけるわけで、すごく大変なことだと感じました。先日、設立準備室に伺ったときに、6 人、準備担当の方がいらっしゃるって、非常に明るく雰囲気がよくて、非常に仕事も速くて、いい質の仕事をするメンバーだとおっしゃっていました。開設にこぎつけてよかったわけなのですが、7 月から説明会が始まります。応募の状況は、新聞にも出ていましたが、どのような状況でしょうか。

高橋高校教育課長

高校教育課長からご説明いたします。6 月 30 日で、7 月 24 日及び 7 月 28 日、7 月 29 日の 3 回を予定しておりました学校説明会の応募者を締め切りしましたところ、7 月 24 日が、定員が 3000 名のところに対しまして応募人数が 4299 名、7 月 28 日は 1500 名に対して 1064 名、7 月 29 日も 1500 名に対して 1141 名でございまして、全体で 6504 名でございます。やはり休日でございます 24 日の応募が非常に多くございましたので、急遽、7 月 30 日の土曜日に教文ホールで追加の説明会を開催することとし、24 日にご応募いただいた方、皆様にご案内申し上げます。

中里委員

関心が強いという結果だと思います。私もこの設立に当たってのいろいろな審議にかかわってきましたけれども、南高等学校にかかわっている方々の強い熱い思いが今まであったわけです。同窓会とか P T A、それから地域の方々。以前にも言いましたけれども、できればこの説明会の前に、今公表できることを、説明会の前に説明されたほうが、また引き続きサポーターとして支援していただけるのではないかと思います。

今田委員長

10 月 1 日施行ということで、先ほど部長からも説明がありましたけれども、開設は 24 年 4 月 1 日、ということになると、10 月 1 日には、学校が形式的には開校できる状態になるということですか。

高橋指導部担当部長

法的には、10 月 1 日をもって、この学校が立ち上がるということになります。一般の中学校と違いまして 160 名の定員がございまして、一定の選考をする必

校附属中学校通学区域規則の制定」について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

中里委員

基本的には承認いたしますけれども、この募集定員の 30%以内が市外ということになります。中学校の教師もやっていたけれども、12 歳ぐらいの子の体力とか、それから気力を考えますと、あまり遠距離の通学というのは、負荷がかかって、子どものストレスにかかわりますので、私は基本的には賛成ではないのです。適性検査を受けた中で多くの子が市内から通うことになればいいのですが、遠距離の通学というのは 12 歳では結構難しいかなと思います。しかしこの案については賛成いたします。

今田委員長

はい。それでは第 33 号議案「横浜市立南高等学校附属中学校通学区域規則の制定」について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。
次に第 34 号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認いたします。ご苦労さまでした。
それでは、ほかに何か委員の皆さんからございますか。なければ教育長、新聞に出ていた石巻への教職員の派遣の件について、まだ細かい数字がまとまっていないかもしれませんが、今のわかる範囲の中で、何か報告していただく事項があればお願いします。

山田教育長

わかりました。この前も新聞に少し出ていましたけれども、今回の大震災で一番被害、被災を受けた、最も厳しい状況の都市である宮城県石巻市へ、具体的には 8 月 1 日の夜、夜行のバスで出て、8 月 11 日、帰ってくるのは 12 日になりますが、11 日までの間、「石巻子ども学習支援隊」ということで、本市の教職員を今、応募の状況を整理していますけれども、1000 名以上の教職員をもって、石巻市の子どもに対して学習支援を行う予定です。

というのは、石巻市の子どもたちがやはり学習に若干遅れが出ているということと、それと石巻市の学校の先生が、亡くなられた方もいらっしゃいますし、避難所等の運営で疲労困ぱいしているということもあります。したがって、子どもに対する学習が十分ではないということもありまして、現地のほうから支援の要請がありまして、それで 5 月の中旬頃から、教育委員会事務局の指導主事を複数名現地へ派遣をして、石巻市の教育委員会がかなりダメージを受けていますので、その教育委員会にかわって、この支援がどのような形で可能なのか、そして現地の負担にならないような形で調整を行ってまいりました。一方でこちらの夏休みに当たりますけれども、本市の先生方の日程調整も行った上で、どなたが行かれるのかという調整も含めて、現在では教職員 1000 名以上に事務局の中の指導主事も数十名同行してまいります。一方で現地の子どもたちの、これも希望制ですので、現地で今、子どもの募集も整理をしている段階です。2000 名から 3000 名の子どもがこの学習支援を受けたいと、複数の教科で申し込んでいる子どもが

いますので、延べで言うと 9000 人近くの子どもが学習支援隊の学習支援を受けるという状況で整理をさせていただきます。

ただ、どちらにしても非常に暑い時期でございますので、現地の状況も恐らく学習する環境としては好ましくないという状況の中で学習支援を行っていくということになりますので、当然、子どもたちの健康状態、あるいはこちらから出かける先生方の健康状態も両方留意しながら、この支援をきちっと成功させていきたいと思っておりますのでございます。

今田委員長 今の話で、1 日から 11 日まで、それは何やかに分けて行くのですね。

山田教育長 基本的に分けて行きますけれども、こちらから行くときは夜行のバスで、車中泊で行って、現地に到着してそのまま学習、まあ現地の学校で使えるところを使っていくことになります。その日は宿泊所に泊まって、翌日来る別の隊と引き継ぎを行って帰ってくる、という形になります。

小濱委員 よろしいでしょうか。大変重要なことなので、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、具体的な、例えば何を教えるかというカリキュラムのようなものは、ほぼ決まっているのでしょうか。

山田教育長 現地の教育委員会と、現地の学校とこちらの指導主事が、ずっと 5 月の中旬以降、調整をしまして、現地の学習の、例えばテキスト・ドリルみたいなものを使う子どももいれば、横浜の子どもに使っているテキスト・ドリルもありますので、調整しています。従前から石巻市は、夏の学習会をやっていた時期にあって、例年ですと近くの大学の、教員の免許は持っていないのですが、大学の学生が教えていたこともありまして、受け入れる土壌としてはもともとあったということです。

小濱委員 今回は本職が行くということですね。

山田教育長 そうです。

小濱委員 私の個人的な希望といたしましては、やはり現地の子どもたちの希望を中心に、何を教えてほしいかということのを重要視してほしいと思います。

山田教育長 現地の教育委員会と、個々に学校の校長先生を始めとした先生方と、じかに調整をして、現地のニーズに合ったような形で、押しつけにならないように、しかも現地の負担がかからないような形で、ニーズに応じた形で、調整をしております。

奥山委員 私も東北出身なので、やはりきめ細かに、多分 5 月ぐらいから調整されて、現地のニーズも酌みながら組み立ててこられたと思っております。今回は 10 日間ぐらいだと思うのですが、ぜひ今回だけにとどまらず、もしかしたらそれを経験してきた先生方が横浜市のこれからの教育も生かせるようにとか、それから継続して何かできることがないのかというような形で進めていただきたいと思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

今田委員長 よろしいですか。それではこれで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

す。ご苦労さまでした。

[閉会時刻：午前 10 時 50 分]